

京都府 難病指定医等養成研修実施要領

1 目 的

指定難病の患者が特定医療費の支給認定申請を行うにあたり必要となる臨床調査個人票の作成を行う者として、都道府県知事又は政令指定都市市長が定める医師を養成することにより、早期に正確な診断と正しい治療方針の決定が行える体制を構築し、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 京都府

3 対 象

難病指定医又は協力難病指定医になろうとする者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 申請時において診断・治療の従事経験（臨床医研修の期間を含みます。また、難病以外の診断・治療の従事経験でも構いません。）が5年以上あること。
- (2) 主たる勤務先の医療機関が京都市以外の京都府内にある者

* 厚生労働大臣が定めた学会の専門医資格を有する医師が難病指定医となる場合は、本研修の受講は不要です。

難病指定医とは	／新規・更新の臨床調査個人票の作成が可能
協力難病指定医とは	／更新の臨床調査個人票のみ作成が可能

4 申込方法

京都府ホームページ上の「指定医について」の頁中、「難病指定医等養成研修について」の項目から、「難病指定医等養成研修受講申込み(外部リンク)」という専用のフォームに必要事項を入力の上、お申込みください。

5 申込後の流れ

- (1) 受講希望者からの申込み後、追って京都府から申込者あてに「オンライン研修」受講のために必要な「ユーザー登録申請用URL」をお知らせ。
- (2) 受講希望者はユーザー情報を登録した後、「オンライン研修」を受講。研修修了後に修了証を受領。
- (3) 受講者は添付書類の一つである修了証を添えて京都府あてに指定医指定の申請。
- (4) 申請者に京都府から指定医指令書を送付。

6 お問い合わせ先

＜主たる勤務先の医療機関が京都市以外の京都府内にある方＞
602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
京都府健康福祉部健康対策課 疾病対策係
TEL 075(414)4972 FAX 075(431)3970